

# 学校評価について

## 目的

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、

- ① 学校運営の組織的・継続的な改善を図る
- ② 各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得る
- ③ 学校に対する支援や条件整備等の充実につなげる

## 内容

	法令上の位置づけ	評価の内容
自己評価	○実施・公表の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○各学校が教育活動その他の学校運営の状況について自ら行う評価
学校関係者評価	○実施・公表の努力義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価
第三者評価	○法令上の義務づけはない	○学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、専門的視点から行う評価

## 経緯

<平成19年に学校教育法、及び同法施行規則を改正>

- ▼自己評価の実施・公表について義務化
  - ▼学校関係者評価の実施・公表について努力義務化
  - ▼評価結果の設置者への報告について義務化
- について規定。それを受けて

<平成20年1月「学校評価ガイドライン」の改訂>

<平成20年7月「教育振興基本計画」に盛り込む>

<平成22年7月「学校評価ガイドライン」を再度改訂> ▼第三者評価に係る内容を追加

## 実施状況(公立学校・平成20年度間)

<自己評価>

実施率 99.1%、結果報告率 93.2%、結果公表率 89.7%

<学校関係者評価>

実施率 81.0%、結果報告率 87.1%、結果公表率 78.2%

# 「学校評価ガイドライン〔改訂〕」の概要

## 1. 学校評価の目的

- 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善を図ること。
- 学校評価の実施・結果の公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者・地域住民等から理解と参画を得て、その連携協力による学校づくりを進めること。
- 設置者が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、教育水準の保証・向上を図ること。

## 2. 学校評価の実施手法

- (1) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- (2) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価  
【学校関係者評価】
- (3) 学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価【第三者評価】

### (1) 自己評価

- 各学校は、重点的に取り組むことが必要な単年度の目標を具体的・明確に定める。その目標の達成に向けた評価項目・指標を精選して設定する。  
(評価項目・指標については、その検討の際の参考となる例をガイドラインに掲載。)
- 各学校は、評価項目・指標に基づき、目標の達成状況や取組状況を評価するとともに、その改善方策を検討する。
- 自己評価を行うに当たり、児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、児童生徒による授業評価など、児童生徒・保護者を対象とするアンケート等の結果を活用する。

### (2) 学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者・地域住民など学校の関係者が、自己評価の結果を評価することを通じて、
  - ①自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、
  - ②学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深め、その連携協力による学校運営の改善を促進する、ことを目的とする。

- 各学校は、保護者、学校評議員、地域住民等からなる学校関係者評価委員会を設置する。
- 学校関係者評価委員会は、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員や児童生徒との対話等を行い、自己評価が適切に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかなどを評価する。

### **(3) 評価結果の公表、情報提供**

- 各学校は、自己評価・学校関係者評価の結果と、それらを踏まえた今後の改善方策について、学校便りへの掲載、PTA総会の活用、学校のホームページや地域広報誌への掲載などにより、広く保護者や地域住民等に公表する。
- 各学校は、日頃の取組など学校に関する情報を、随時、学校便りやホームページなどを通じて保護者や地域住民に日常的・積極的に提供する。

### **(4) 設置者への報告と支援・改善**

- 各学校は、自己評価・学校関係者評価の結果と今後の改善方策をとりまとめた報告書を設置者に提出する。
- 設置者は、学校評価の結果等を通じて各学校の状況を把握し、予算・人事など学校に対する支援・改善を適切に行う。
- 設置者等は、各学校における学校評価の取組の中心となる教職員や、保護者など学校関係者評価の評価者対象の研修の充実を図る。

## **3. 高等学校・特別支援学校の特性**

- 高等学校・特別支援学校の学校運営の骨格は、小・中学校と共通する面が多く、その学校評価・情報提供の進め方が基本的に妥当する。
- ただし、高等学校は、全日制・定時制・通信制、また普通科・専門学科・総合学科など様々な形態がある。特に専門高校は、多分野にわたり専門的な内容の学科を有することから、自己評価の評価項目・指標等について特有の内容が考えられる。
- 特別支援学校についても、多様な児童生徒の実態を踏まえた対応が必要であること、特別支援教育に関するセンター的機能などの特性があり、今後さらに検討が必要。

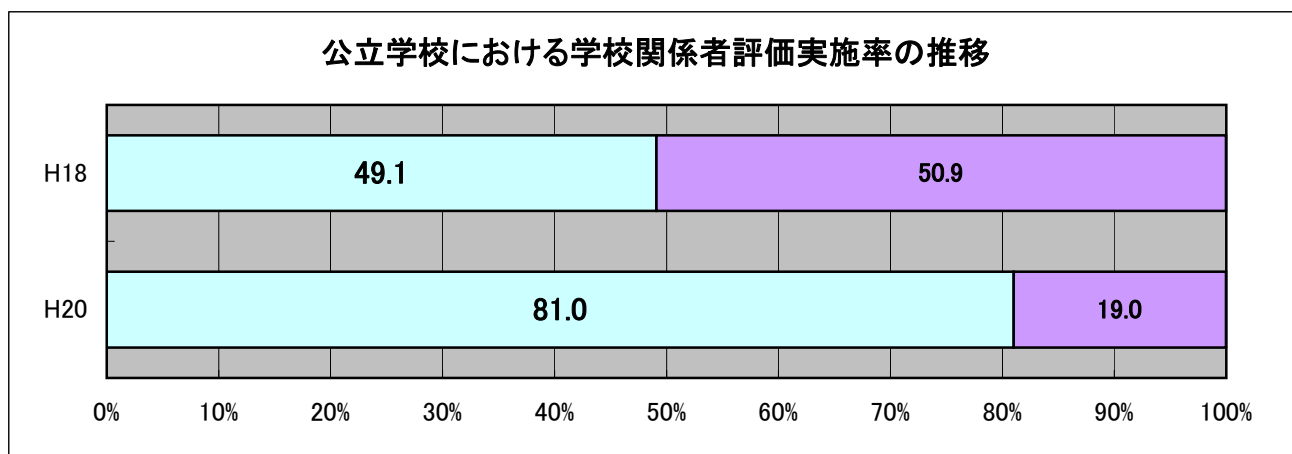
# 学校関係者評価の実施状況等について(平成20年度間)

## (1)学校関係者評価の実施状況(公立学校)

	H18				→	H20			
	実施した		実施していない			実施した		実施していない	
	学校数	割合	学校数	割合		学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	1,151	22.1%	4,061	77.9%	2,392	47.7%	2,620	52.3%	
小学校	11,174	50.2%	11,068	49.8%	18,505	84.9%	3,296	15.1%	
中学校	5,180	51.2%	4,931	48.8%	8,445	84.3%	1,576	15.7%	
高等学校	2,805	69.3%	1,241	30.7%	3,567	91.1%	350	8.9%	
中等教育学校	12	80.0%	3	20.0%	18	90.0%	2	10.0%	
特別支援学校	593	62.8%	351	37.2%	864	90.2%	94	9.8%	
合計	20,915	49.1%	21,655	50.9%	33,791	81.0%	7,938	19.0%	

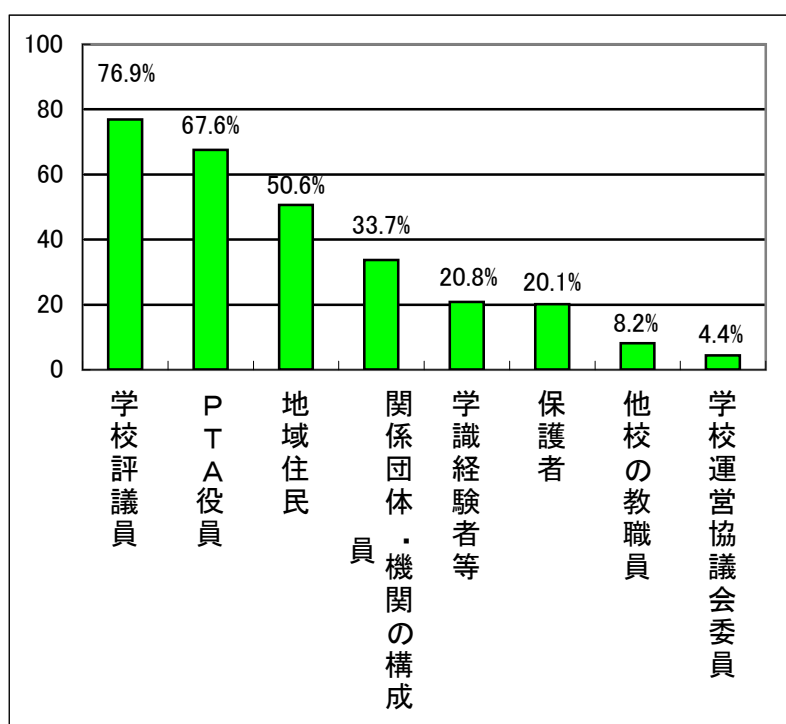
※未実施の理由は、次年度(平成21年度)以降に実施予定のため、評価者が確保できず実施できなかった等。

公立学校における学校関係者評価実施率の推移

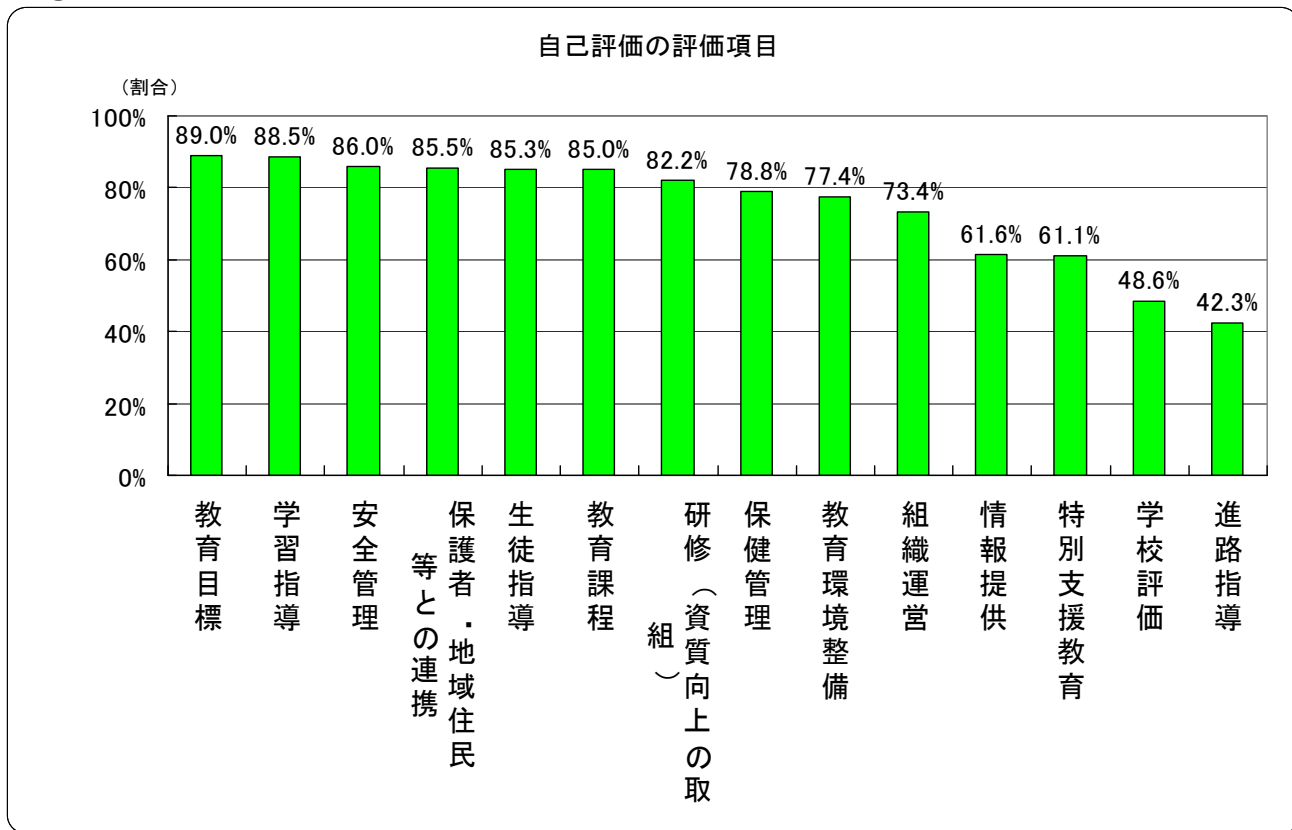


## (2)学校関係者評価の評価者の構成(公立学校)

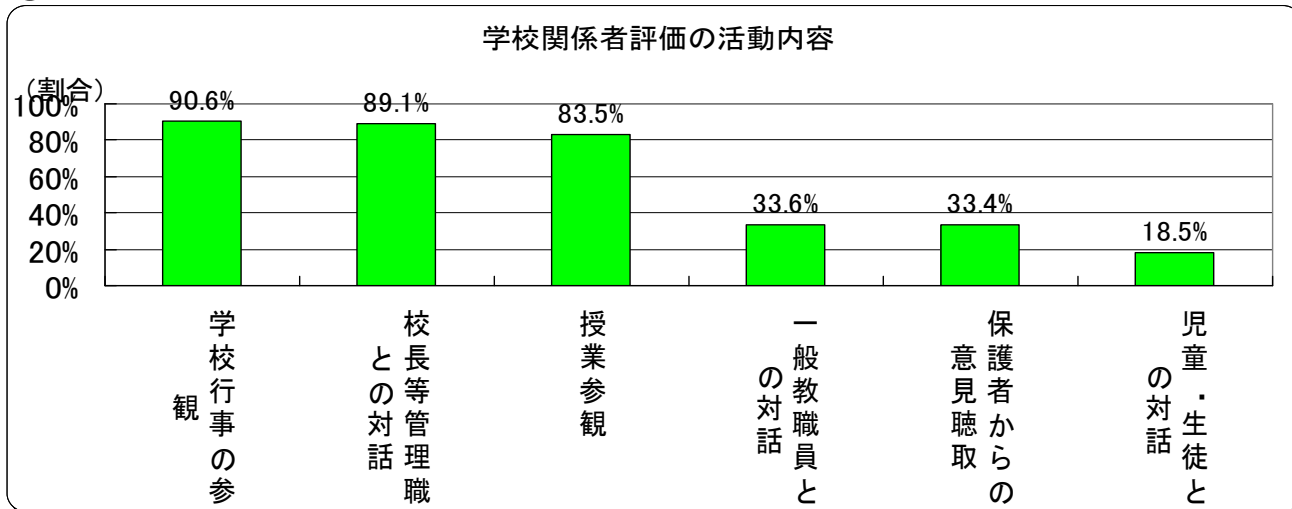
	該当校数	割合
学校評議員	25,974	76.9%
PTA役員	22,842	67.6%
地域住民	17,104	50.6%
関係団体・機関の構成員	11,397	33.7%
学識経験者等	7,030	20.8%
保護者	6,806	20.1%
他校の教職員	2,757	8.2%
学校運営協議会委員	1,491	4.4%



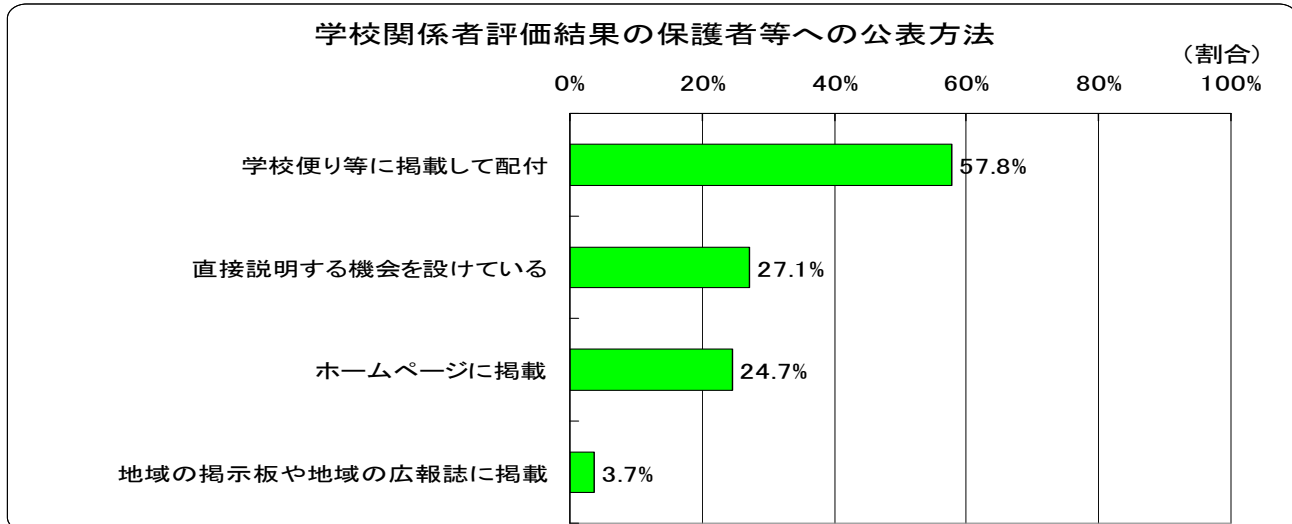
### ③自己評価の評価項目((国公私合計))



### ④学校関係者評価の評価活動の内容、公表方法(国公私合計)



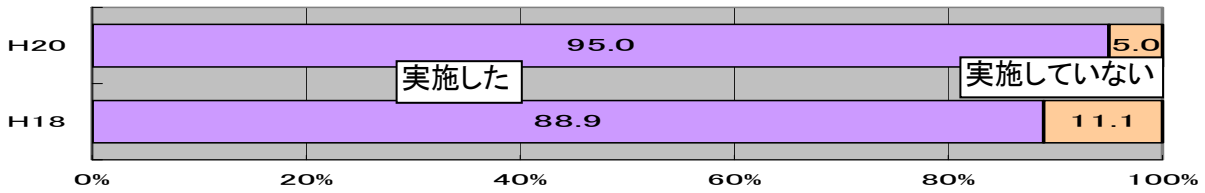
※学校関係者評価の活動内容に観察等を導入している割合を示す。(回答は複数回答)



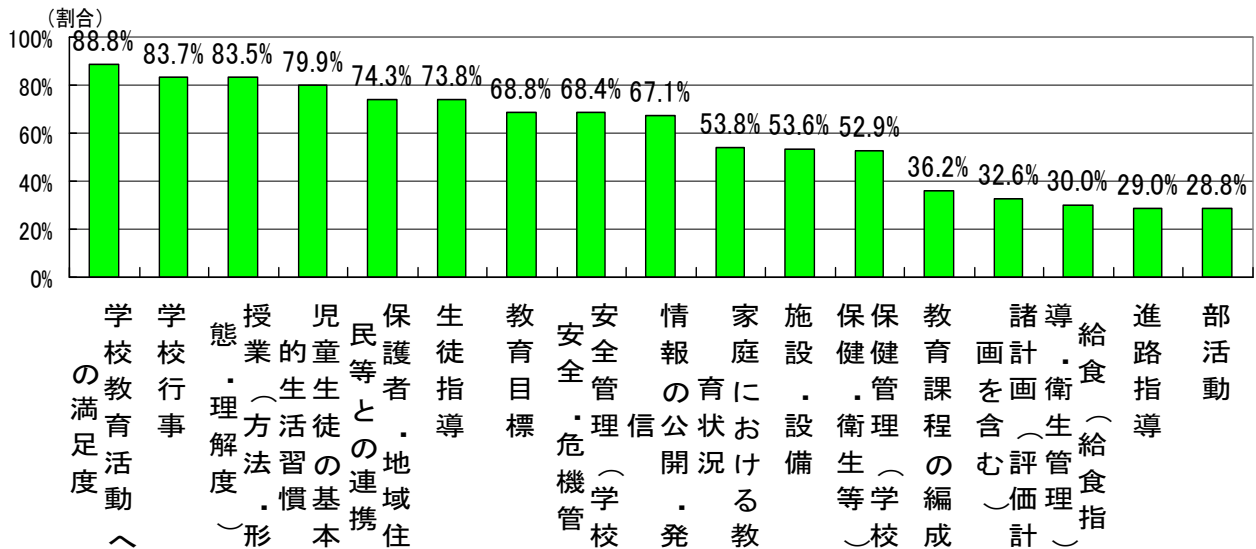
## ⑤外部アンケート (公立学校)

※外部アンケート等とは、自己評価を行う上で、目標の設定・達成状況の把握や取組の適切さについて評価する資料とするため、児童生徒、保護者、地域住民を対象にアンケートの実施や懇談会の開催を通じて、授業の理解度その他の学校に関する意見・要望等を把握するために行うもの。

公立学校における外部アンケート等の実施状況

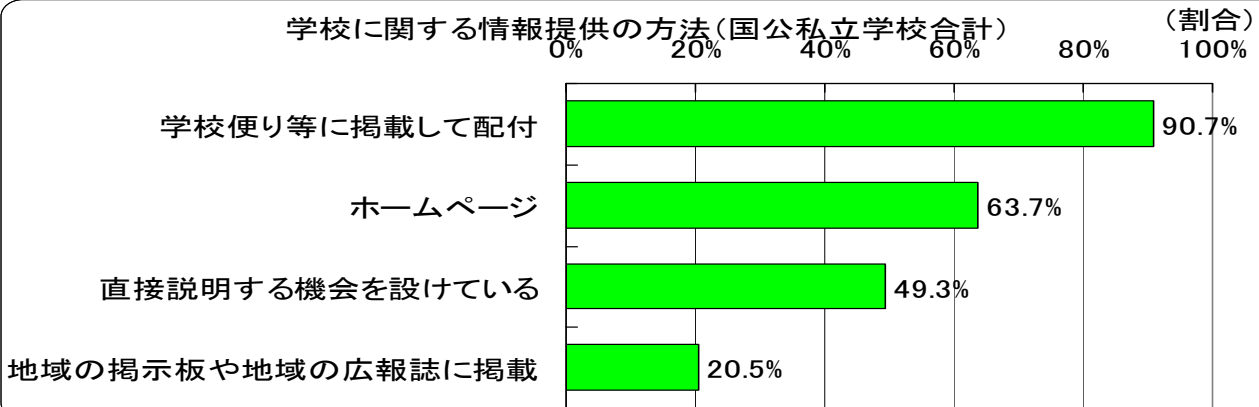


外部アンケート等の項目



## ⑥情報提供(国公私合計)

学校に関する情報提供の方法(国公立学校合計)



学校における情報提供の内容の例

